

2021 年度国別研修「ブータン・女性と子どもの保護とケア」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA 九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国でジェンダーに基づく暴力や家庭内暴力などの問題に対応する人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、ジェンダー分野において長年における研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。またジェンダー分野における自治体や民間団体との多様なネットワークを有し、研修効果の高いプログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名

2021 年度国別研修「ブータン・女性と子どもの保護とケア」

(2) 業務内容

研修委託業務概要（別紙 1）のとおり

(3) 研修コース実施期間（予定）

2022 年 1 月中旬から 2022 年 2 月中旬まで

(4) 履行期間（予定）

2021 年 11 月中旬から 2022 年 3 月下旬まで

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和元・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。

なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア) 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。
- イ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ) 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ) 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク) その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ② 研修コースを九州で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施する事は差し支えない。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認 申請書の提出	提出期間	2021 年 8 月 16 日（月）午前 10 時から 2021 年 8 月 30 日（月）午後 4 時まで
	提出場所	JICA 九州研修業務課 〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
	提出書類	・参加意思確認書（別紙 2） ・同書 2 応募要件 に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021 年 9 月 1 日（水）
	通知方法	参加意思確認書の提出者：郵送 特定者：JICA 九州ウェブサイト「調達情報」「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求期限	2021 年 9 月 7 日（火）
	回答予定日	2021 年 9 月 8 日（水）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除
- (11) 共同企業体の結成：認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサイト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。

具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとします。

以 上

別紙1：研修業務委託概要

別紙2：公募参加確認書

別紙3：誓約書

別紙4：資格審査申請書

2021年度国別研修「ブータン・女性と子どもの保護とケア」 研修委託業務概要

1 当該研修コースの概要

(1) コース名

2021年度国別研修「ブータン・女性と子どもの保護とケア」

(2) 研修の背景・目的

ブータンでは国家主要成果分野の一つとして「男女平等推進と女性と女児のエンパワメント」が掲げられ、主管庁である「女性と子ども国家委員会（NCWC）」が男女平等と子どもの権利と保護の向上の取り組みを積極的に進めている。NCWCにより、全国20県4市の法務担当官（ジェンダー子どもフォーカルポイント（GCFPs））が女性・子どもからの相談窓口となる保護担当官に任命されたが、保護やケア業務に関する経験が浅く、十分な知識やスキルが備わっていないため、その能力強化が急務とされている。

JICAでは2016年～2018年に中央政府レベルのジェンダー担当官の能力向上のため「ジェンダー主流化及び女性のエンパワメントのための能力強化」プロジェクトを実施し、2019年度からは地方政府レベルの実践的なキャパシティビルディングを目的とした「ジェンダー主流化、女性のエンパワメント及び子供の福祉と権利」プロジェクトを開始した。

本研修は本プロジェクトの活動の一つとして、地方自治体の法務担当官が保護担当官としての自身の業務を適切かつ効果的に遂行するための知識とスキルを習得することを目的として実施する。

(3) 研修の到達目標

①案件目標

研修員が女性と子どものケアや保護を担当する保護担当官としてジェンダーに基づく暴力（GBV）や家庭内暴力（DV）の問題などに対応するために必要な基礎知識を習得する。

②単元目標

- 1) ジェンダーに基づく暴力（GBV）や家庭内暴力（DV）や被害者の精神状況への多面的な影響について理解が深まる。
- 2) 日本の法律や行政機関（中央・地方）の組織体制、地方行政レベルの

対応が理解される。

- 3) NPO等市民社会組織（CSO）、警察、法律家や教育現場の組織間の連携による取り組み事例を学び、自国に適した方策が検討される。

(4) 研修内容

① 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。応募書類提出時に提出されるカントリーレポートにおいて抽出された課題・問題点を念頭に置き、遠隔研修の講義で学んだことについて自身で考え、ワークショップやディスカッションで理解を深めることを基本プロセスとする。

- 1) ジェンダーに基づく暴力（GBV）や家庭内暴力（DV）
 - GBVおよびDV概論
- 2) 女性とこどものケアや保護に関する日本の行政とその役割
 - 日本の法律
 - 日本の施策
 - 日本及び地方自治体の組織体制と役割
- 3) 取り組み事例紹介
 - 地方自治体やNPO等CSO、警察、法律家、教育現場での取り組み
 - 組織間の連携

② 研修方法

プログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しはいまだ見えないことから、全ての研修は遠隔研修の実施を基本とする。遠隔研修の形式は①任意日時のオンデマンド講義/自己学習型（講義中心）、②指定日時のライブ講義/生中継型（質疑応答を含む双方向型の講義・討議・課題発表）のいずれかまたは両方の組み合わせとする。

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、遠隔研修に必要な視聴覚教材（動画やPPTおよび手持ち教材PDF）を作成し、遠隔研修下での研修員の理解を高めるよう工夫する。

2) 討論・ワークショップ

講義との関連性を重視し、遠隔研修においても可能な討論やワークショップを適宜組み入れ、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、研修後の実務により役立つことを目指す。

3) レポート作成

各レポートの作成にあたっては、各研修員の問題意識について、研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修後の問題解決能力を高めるよう努める。

(5) 研修員

① 定員

32名（応募状況及び選考結果により数名増減の可能性あり）

② 研修対象国

ブータン

③ 対象組織

全国24県・市のジェンダー子どもフォーカルポイント（GCFPs）、女性と子ども国家委員会（NCWC）、及び市民社会組織（CSO）

(6) 技術研修期間（予定）

2022年1月中旬から2022年2月中旬までの間の3週間

なお、事前準備・事後整理期間として技術研修期間の前に約1ヶ月、同期間の後に約2ヶ月を加える。ただし同期間は会計年度を超えないものとする。

2 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 教材・（テキストの翻訳）・印刷製本
- ⑤ 遠隔講義用動画・教材の作成
- ⑥ 遠隔研修配信に係るツールの遠隔研修ツールの選択と運用
- ⑦ 遠隔研修における著作権の権利処理
- ⑧ コース評価要領の作成
- ⑨ 研修員選考会への出席
- ⑩ JICA その他関係機関との連絡・調整
- ⑪ 研修監理員との調整・確認
- ⑫ コースオリエンテーションの実施
- ⑬ 研修の運営管理とモニタリング

- ⑭ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑮ 各種発表会の実施
- ⑯ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑰ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑱ 評価会への出席、実施補佐
- ⑲ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑳ 反省会への出席
- ㉑ 講義、見学の評価

(2) 講義（ワークショップ）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師（乃至所属先）への礼状の作成・送付

(3) 留意事項

JICA は、研修実施に関し、英語の研修監理員を原則 1 名配置する。研修監理員は講義及び演習の通訳を兼務する。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

4. その他

(1) JICA は、研修実施の運営にかかる事務手続き関連業務を、別途団体等に委託して実施予定である。研修実施にあたっては、受注者は必要に応じ団体等との調整を行うものとする。

(2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もある。

以上